

農業委員会だより (第2号) 平成21年12月発行

発行：天塩町農業委員会 編集：天塩町農業委員会事務局（天塩町役場内）新栄通8丁目
電話：01632-2-1001（内線238）

○ 農地法が全面改正されます

改正農地法については今年の6月に公布となり、この12月に施行されることとなります。今回はその内容について、皆様方にお示ししたいと思います。今回の改正は全面改正であり、限りある紙面の中で全てを掲載することは困難ですので、要約した形での掲載となります。更に詳細をお知りになりたい方については、農業委員会事務局若しくはお近くの農業委員に申し出てください。

○ 改正農地法の内容

1 農地法の目的・責務規定

・ 目的規定の見直し

「農地は耕作者自らが所有」→「農地は地域の貴重な資源であるとの位置付けを行い、効率的利用による地域との調和に配慮した権利取得を促進すること等を明確化」

・ 責務規定の新設

農地について所有権、賃借権等の権利を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定を新設。

2 農地の権利移動の規制の見直し

・ 農地の貸借の規制を見直して、農業生産法人以外の法人等も農地を借りることができるようになります。（農地法第3条第3項）

ただし、地域の農業に悪影響を与える場合等には、借りることができません。借りた後も、農地を適正に利用し続けること、法人の場合は一人以上の業務執行役員が農業に常時従事していること等が必要です。（農地法第3条第2項第7号、第3条第3項第1号～第3号）

・ 所有権の取得は、これまでどおり、農作業に常時従事する個人と農業生産法人に限られます。（農地法第3条第2項第2号、第3条第2項第4号）

3 農業生産法人要件の見直し

・ 農業生産法人が地域の農業を中心とする法人であるとの基本的性格を維持したうえで、出資制限以下のおり見直します。（農地法第2条第3項）

① 農業生産法人に農作業を委託している者を議決権制限を受けない構成員とします。

② 農業生産法人への関連事業者の議決権制限を緩和します。

1 関連事業者当たりの議決権制限1/10以下については、廃止となります。ただし、関連事業者の議決権の合計が、総議決権の1/4以下の制限は継続することになります。

なお、農商工連携促進法に基づく農商工連携事業計画の認定を受けた者等が構成員である場合は、関連事業者の議決権の合計の上限が1/2未満まで緩和されます。

4 農地の権利取得後における下限面積要件

・ 下限面積の基準について、農業委員会が別段の面積を設定できるようにします。（農地法第3条第2項第5号）原則：2ha（天塩町は原則通り）

5 農地の相続等の届出制度の創設

・ 相続等農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければなりません。（権利の取得を知った日から概ね10ヶ月以内に届け出。届出をしなかったり、虚偽の届け出をした場合10万円以下の過料）

6 農地の賃貸借の存続期間

・ 農地の賃貸借の存続期間について、50年まで可能となります。（農地法第19条）（参考：民法第609条では、20年以内）

7 農地転用規制の厳格化

・ 国や道による公共施設（学校、病院等）への転用について、法定協議制を導入します。（農地法第4条第5項及び第5条第4項）

・ 道の農地転用許可事務が不適正な場合、国が是正の要求を行います。（農地法第59条）

- ・ 違反転用の罰則を強化するとともに、違反転用に係る原状回復について行政代執行制度を整備しました。(農地法第51条第3項～第5項、第64条及び第67条)

参考： 農家住宅の場合は、原則、転用できないこととなっているが、農振法で策定が義務付けられている天塩町農業振興地域整備計画のマスタープランと土地利用計画が変更された場合、認められるようになる見込み。

8 遊休農地対策

- ・ 農業委員会の指導の対象が全ての遊休農地となります。(農地法第30条第3項)
- ・ 農業委員会は、毎年、町内の農地の利用状況の調査を行います。(農地法第30条第1項)
- ・ 所有者の不明な遊休農地も、利用権の設定ができるようになります。(農地法第43条)

9 小作地所有制限と未墾地買収の廃止

- ・ 小作地の所有制限とこの制限に反して所有する小作地の国による強制買収措置を廃止します。(天塩町の場合、小作地の所有は、3.5ha未満までであったのが、3.5haを超えても可となります。)
- ・ 国が自作農創設のために未墾地(山林・原野等)を買収し、農家に開墾させる制度を廃止します。

10 賃借料情報の提供

- ・ 農業委員会が、各地域ごとに、農地の種類別、ほ場整備事業の実施状況別等に区分し、実勢の賃借料の情報を幅広く提供します。(農地法第52条)(次号の農業委員会だよりで提供する予定です。)

○ その他の農地関係法令の見直し

農地法の改正点については、上記のとおりですが、その他の関係法令(農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律)も改正されることとなります。

○ 農業経営基盤強化促進法の改正内容

1 農地利用集積円滑化事業による面的集積

- ・ 全国の市町村において、地域内の農地を一括して引き受けて、まとまった形で担い手に再配分を行う仕組み(農地利用集積円滑化事業)を創設します。(基盤強化法第4条)

2 農用地利用集積計画の策定の円滑化

- ・ 共有農地に係る農用地利用集積計画による利用権設定は、共有持分の2分の1を超える同意で行えるようになります。(基盤強化法第18条第3項第4号)

3 特定農業法人の範囲の拡大

- ・ 農業生産法人以外の法人も特定農業法人として定めることができるようにします。(基盤強化法第23条)

○ 農業振興地域の整備に関する法律の改正内容

1 優良農地の確保のための新たな仕組みを構築します。

- ・ 国及び道において、確保すべき農用地面積の目標を定めます。(農振法第3条の2第2項第1号、第4条第2項第1号)
- ・ 目標の達成が著しく不十分な都道府県に対し、国が是正の要求を行います。(農振法第5条の3)

2 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、農用地区域から除外できません。(農振法第13条第2項第3号)

3 農用地区域内における国や地方公共団体による公共施設(学校、病院等)の開発行為について、法定協議制を導入します。(農振法第15条の2第7項)

※ 農業経営基盤強化促進法と農業振興地域の整備に関する法律に係る詳細は、町経済課農業振興係へお問い合わせ願います。